



学生には させてはいけない仕事がある

近年、「ブラックバイト」が問題と なっています。社会経験の少ない学生 には、決して好ましい労働環境ではあ りません。適正なアルバイトの活用を 考えていきましょう。

学生バイトには制限がある

学生アルバイトなど18歳未満の人 を働かせる場合、法律により多くの制 限が設けられています。体の発育過程 にある子供達には、健康面から大人以 上に気をつけなければならないことが あるからです。また、学業の妨げにな らないように配慮されています。

制限は年齢ごとに3段階になって います。主な制限内容を見ていきま しょう。

年齢確認は使用者の義務

まず、「13歳未満」は、映画の子役 など特別なものを除き、働かせること

はできません。「15歳の3月31日ま で」の人については、労働基準監督署 の許可を得た場合に限り使用すること ができます。

「18歳未満」については、年齢証明 書類などを職場に備え付けなければな りません。

年齢については使用者に確認義務が あるため、誰が見ても明らかに成人で ある場合以外は、年齢を確認してから 使用する必要があります。

18歳未満は残業禁止

「18歳未満」については、原則とし て時間外、休日、深夜(22時～5時 まで)に労働させることはできません。 原則として、変形労働時間制により労働 させることもできません。

また、「重量物の取り扱いの業務」「有 害物・危険物を取り扱う業務」「キャ バレーなどの接客業務」など危険・有

害な業務で就業させることもできませ ん。

トラブル事例

同級生は、深夜は法律上バイトで きないことになっていると言ってい ましたが、今度働くコンビニは人手 不足なので深夜に働いてほしいと言 います。時給も昼間より いいので働いてみようか と思うのですが…。



企業にアドバイス

労働基準法の禁止事項は、たとえ本 人が同意したとしても使用者の責任を 免れることができません。特にこれら については罰則も設けられています。

社会的な弱者への違法な扱いは、大 きく企業イメージを低下させます。学 生アルバイトは、あくまでも補助的労働 力として、大きな負担をかけないよ う心がけましょう。

労働ひとこと

法律が改正され、老齢年金の加 入期間(受給資格期間[※])が25年 から10年に短縮さ れることになりました。

今までは、受給資 格期間が25年に満 たない場合、老齢年 金を1円も受け取ることはできませ んでした。高齢の従業員を新たに雇 う時に「どうせ年金をもらうのは無理だから社会保険に加入したくな

い」と言われて困った経験のある企 業も多いでしょう。

今回の改正により、このような期 間不足で無年金の人も受給資格期間

年金の受給資格期間が 25 → 10年に短縮

が10年以上あれば年金を受給でき るようになります。未納が多く10 年に満たないという場合でも、過去 5年分までならさかのぼって国民年

金保険料を納付できます(平成30 年9月までの時限措置)。

改正法は今年の8月から施行さ れ、9月分の年金(初回の支払いは 10月)から適用さ れます。

新たに受給資格を 得た人には通知が郵 送される予定です。 なお、初めて年金を 受給するときは、年金事務所に裁定 請求書を提出する必要があります。

[※]保険料納付済期間、保険料免除期間、合算 対象期間の合計期間をいいます。